こども政策の推進に係る作業部会の開催について

令 和 3 年 7 月 6 日 内 閣 官 房 長 官 決 裁

- 1 子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や 省庁間の縦割りを排し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて 切れ目ない対応を図るとともに、困難を抱える子供への支援等が抜け落ち ることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政 組織の創設を検討するため、こども政策の推進に係る作業部会(以下「作 業部会」という。)を開催する。
- 2 作業部会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

座 長 内閣官房副長官(事務)

副座長 内閣官房副長官補(内政担当)

構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)

内閣府大臣官房長

内閣府政策統括官(政策調整担当)

内閣府子ども・子育て本部統括官

警察庁長官官房長

総務省大臣官房長

総務省行政管理局長

法務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省大臣官房長

厚生労働省子ども家庭局長

農林水産省大臣官房長 経済産業省大臣官房長 国土交通省大臣官房長

- 3 作業部会は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で座長の指定する官職にある者とする。
- 4 作業部会の庶務は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、 内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関する事項その他必要な 事項は、座長が定める。